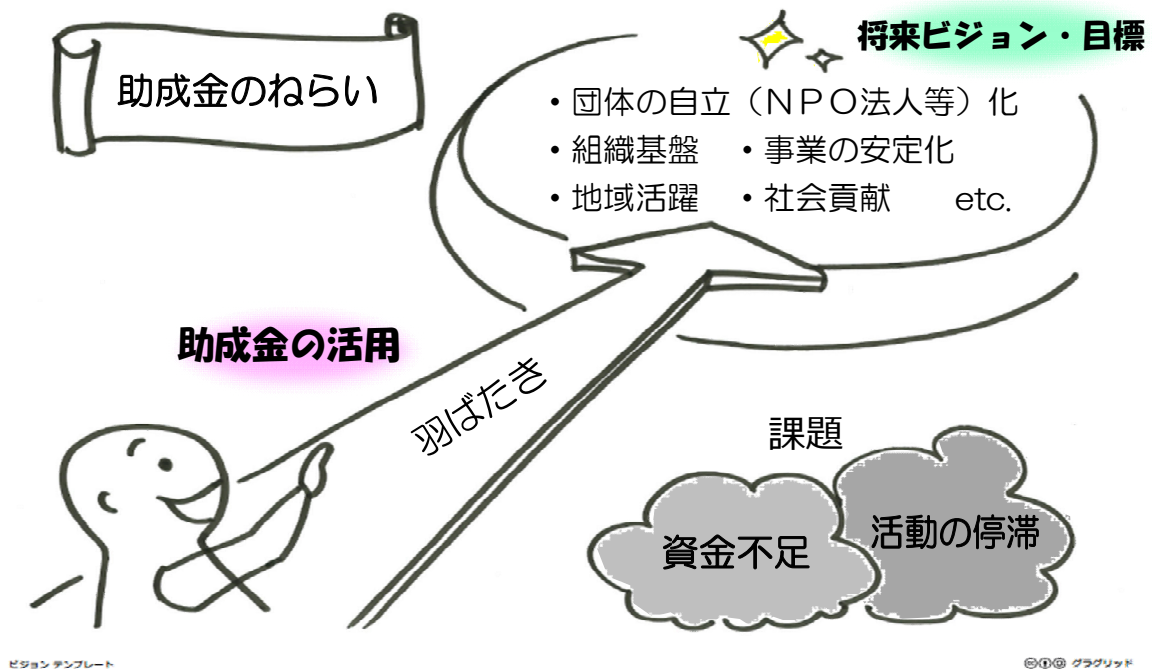


吉川市みらいステップアップ助成金 募集要領

～令和8年度実施予定事業～

募集期間:令和7年12月1日(月)～令和8年1月13日(火)



地域課題解決のため、新たに誕生した市民活動や、羽ばたき・成長・自立を目指して

社会課題の複雑・多様化、またそれを取り巻く少子化や世帯の小規模化の進行、支援が必要な高齢者の増加、また将来的な担い手世代の割合の減少など、超高齢化と人口減少を日本全体が迎えます。

将来的な人口減少への歯止めをかける方策として「市民活動」が創出する、人と人、人と地域のつながりの豊かさが、社会で注目され、市民活動の裾野は広がりを見せています。

- ・ **団体を結成・活動している (していきたい) が、資金不足で活動が停滞している…**
- ・ **将来的なビジョン・夢・ミッションがあり、もっと羽ばたきたい!**
- ・ **地域で活躍・社会貢献していきたい! etc.**

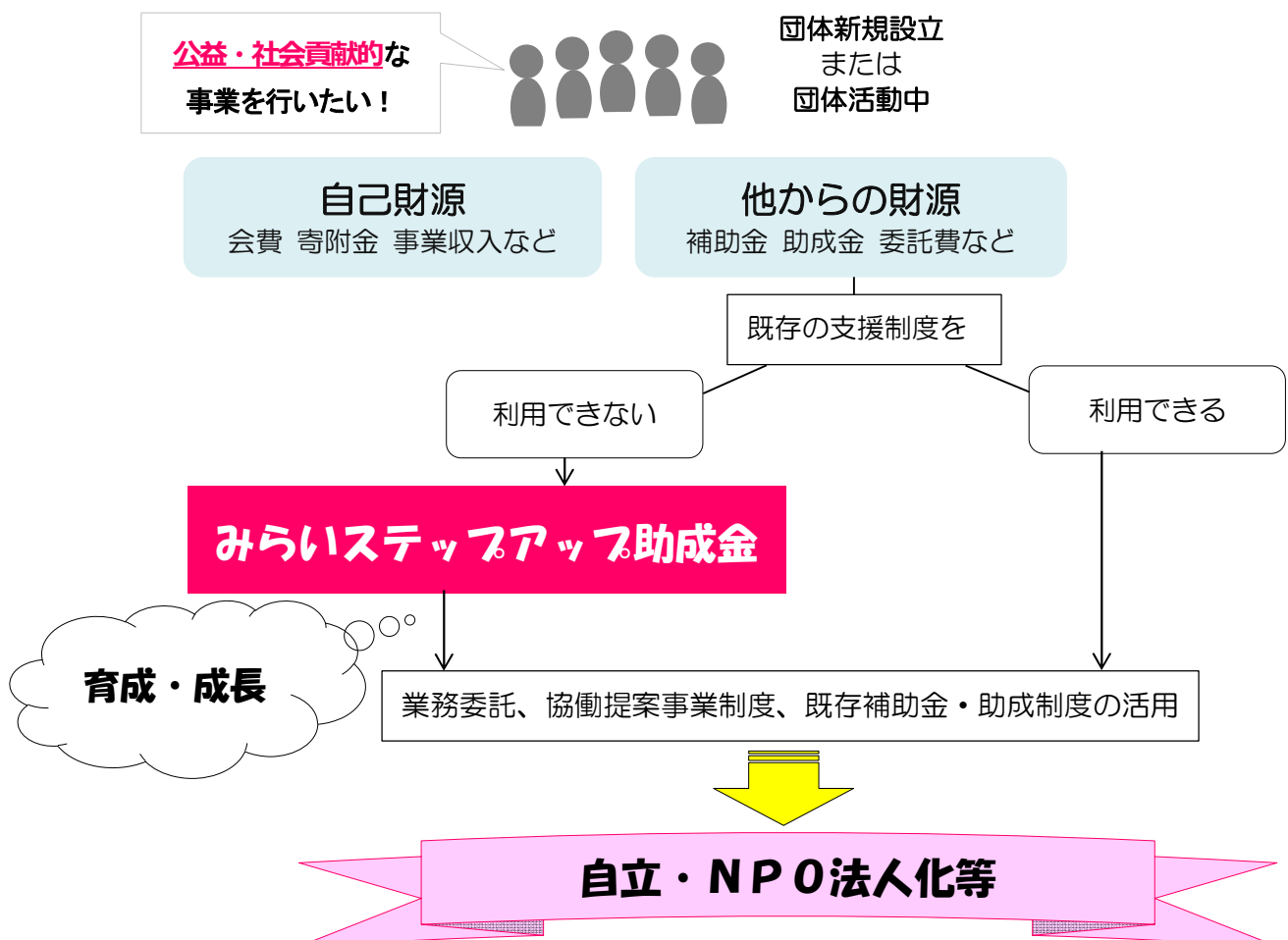
地域課題の解決を図るため、団体を新規に設立、またはその後も新たな事業展開を図り、将来的な自立 (NPO 法人化等) やさらなる羽ばたきを目指す、市内の公益的市民活動団体への助成事業「吉川市みらいステップアップ助成金」が平成 29 年度から開始しました。

事業企画による助成金獲得を契機に、設立 3・4 年後の団体の自立化や事業の安定化、そして、地域で活躍いただく足掛かりとしてこの助成金が活用され、吉川市の市民活動がさらに活性化することを願うものです。

1. 助成の流れ

時期	流れ	
R7.12月～	事前相談	窓口にお越しいただき、事業目的や要件にあっているか等をヒアリングさせていただきます。 要予約
R7.12.1 ～R8.1.13	要望書提出	提出書類は5ページをご参照ください。
R8.3.14 (予定)	公開プレゼンテーション	事業・企画内容を公開の場で説明していただきます。団体の活動PRの場としてもご活用ください。
	審査会	公開プレゼンテーションの内容などをもとに、市で審査します。
R8.3月下旬	結果通知	
R8.4月～	事業実施	
事業終了後	実績報告	翌年度の公開プレゼンテーション等の場で事例発表していただきます。
R8.4月まで	助成金交付	市長が特に必要と認めるときは、助成事業完了前に全部・一部交付が可能です。

2. 助成金活用のイメージ（成長と自立）



3. 助成対象団体・事業

助成対象団体

次のいずれの要件も満たす市民活動団体に交付するものとします。

- 市内に事業所又は活動場所があること。
- 不特定多数の者の利益その他公共の利益のための活動を行い、又は確実に行うことができると認められること。
- 5人以上の構成員で組織していること。
- 組織の運営に関する定款・規約・会則等の規程があり、適正な会計処理が行われ、又は確実に行うことができると認められること。
- 同一の会計年度において、国、地方公共団体その他の機関から同種の助成金等の交付を受けていないこと。※他制度で何らかの支援を行っている団体で、その助成内容が当助成金と類似内容の助成を受けている団体
- 原則として1年以上継続して活動し、今後も継続する見込みがあること。

※スタート助成金は、団体等の設立前でも申請することができます。

助成対象事業

助成対象事業は、次のいずれかの事業とします。

- 不特定多数の者の利益その他公共の利益のための活動を始めるための事業
- 次のいずれの要件も満たす事業
 - ア 不特定多数の者の利益その他公共の利益のための事業であること。
 - イ 全ての市民（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等の人生の節目となる出来事の実験の有無により参加資格を限定する場合を含む）が参加できる事業であること。

4. 助成対象としない団体・事業

助成対象外となる団体

次のいずれかに該当する団体には、**対象外**となります。

- 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする団体
- 特定の個人又は団体のみが利益を受ける団体
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号に規定する暴力団又は暴力団、暴力団体若しくは社会的に非難される関係にある団体と関係する団体
- 公序良俗に反する事業を行う団体
- 当助成金を交付することにより、市の中立性、公正性又は信頼性が疑われることとなるおそれのある団体

助成対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は、**対象外**とします。

- 特定の地域に居住する者に参加資格を限定する事業（全ての市民に参加資格を拡大することを前提に試行的に限定して行う事業を除く。）
- 定期的又は恒例的に行われている事業
- 当助成金を交付することにより、市の中立性、公正性又は信頼性が疑われることとなるおそれのある事業

5. 助成の種類

スタート助成…不特定多数の方を対象とする公益の市民活動を立ち上げ、または市民活動を軌道に乗せるために要する初期的経費。

ステップ助成…不特定多数の方を対象とする公益の市民活動で、新規に事業を始める、もしくは、すでに実施している事業を拡大・充実させるために要する経費。複数年の実施により、さらなる事業効果が期待できる場合は、最大2年間交付（要継続申請）。

種類	対象団体	助成限度額 (助成率)	助成限度回数	交付団体数
スタート助成	R8.4.1時点で、 結成1年未満 (芽生え時期)	10万円 (10分の10)	1回	3団体まで
ステップ助成	結成1年以上 (育成・成長時期)	50万円 (3分の2)	2回	5団体まで

6. 対象経費

補助対象期間は、事業年度に属する4月1日から3月31日となります。

※補助対象期間に支出した経費であれば、交付決定前でも補助対象となります。

費目	補助対象となる経費の例	補助対象外となる経費の例
報償費	外部講師、指導者等への謝礼	団体(グループ)構成メンバーへの謝礼、手当等
旅費	外部講師、指導者等の旅費又は研修旅費	事業参加者の交通費
需用費	事業実施に係るチラシ等の用紙代、CD-ROM、DVD、材料費等の消耗品費（食糧費を除く。）及び広報用ポスター、チラシ、ステッカー、資料のコピー代等の印刷製本費	お土産、飲食に関するもの（飲食費、交際費）
役務費	切手、はがき等の通信費	事務所の電話代、インターネット通信料など
委託料	製本等	事業企画等の委託料
使用料及び賃借料	会場借上げ、機材のレンタル等	事務所（オフィス・スペース）の賃料・光熱水費等
備品購入費	事業実施に直接必要な備品を購入するための経費	実施事業以外での使用や、団体(グループ)の運営管理での使用が主と見込まれる機器・資機材費等、本来個人が購入すべき物品
その他	上記に掲げるもののほか、特に必要と認める経費	人件費

【注意事項】

- ・すべての対象経費に見積書などを添付してください。
- ・備品購入費は、複数年にわたり使用できる品物（概ね1年以上）が対象となります。
- ・スタート助成は、パソコンやプリンター等の備品等においても、団体の運営に必要な経費とします。
- ・事業終了後に事業の実施団体が支払ったことがわかる領収書等をご提出いただきます。

・当該事業で参加費等の収入がある場合、補助対象経費からその額を引いた額が助成対象額となります。

7. 事前相談（随時受付）

要望書を提出する前に市民参加推進課へ電話・FAX・メールにてご予約の上、必ず事前相談を行ってください。お問い合わせ先は最終ページをご確認ください。

8. 応募方法 **※要望書の提出前に必ず事前相談をお願い致します。**

(1) 提出書類

No	提出書類
1	交付要望書（様式第1号）
2	団体等概要書（様式第2号）
3	事業概要書（様式第3号）
4	事業計画書（様式第4号）
5	収支予算書（様式第5号）
6	団体の定款、規約、会則等
7	会員名簿
8	前年度の活動報告及び収支決算書の写し
9	前各号に掲げる物のほか、参考となる資料

(2) 提出方法

提出書類を市民参加推進課に直接提出してください。提出時に内容確認を行いますので、内容説明のできる方がお越しくください。 **※郵送・FAX・メールでの応募は受け付けません。**

(3) 提出先

吉川市役所 市民参加推進課（本庁舎2階）

開庁時間：平日午前8時30分から午後5時まで（土日祝除く）

※12/27～1/4は、年末年始の休日のため閉庁となりますのでご注意ください。

(4) 提出期限

令和8年1月13日（火）午後5時（必着）

(5) その他

この助成金制度の実施は、令和8年度当初予算の成立が前提となります。

9. 評価・審査

(1) 評価

公開プレゼンテーションにより、申請内容の説明をおこなっていただきます。

開催予定日・場所：令和8年3月14日（土）・吉川市役所303～305会議室

※時間などの詳細は、改めて通知します。

【注意事項】

※応募件数が多い場合は、プレゼンテーションの前に書類選考を行う場合があります。

- ※評価は、事業計画の実効性・公益性等を総合的に評価します。
- ※助成金の種類（スタート助成、ステップ助成）ごとに実施します。
- ※プレゼンテーション時間は、応募件数に応じて決定します。（概ね 15 分程度）
- ※プレゼンテーションの方法は自由です。
- ※発表の順番は、原則、要望書類の提出順（修正がある場合には最終提出時）とします。

（２）審査

- ・審査委員会からの報告を受けて助成金交付団体を決定します。
- ・審査結果は、申請団体に通知するとともに市ホームページ等で公表します。

10. 追加交付（継続事業）

既にステップ助成金の交付決定を受けた事業で、次のいずれかに該当する場合は、当該事業について追加交付を受けることができます。

- 複数年度実施することにより更に効果が期待できる場合
- 複数年度にわたって実施することにより効果が発揮される場合

応募方法及び評価・審査については、新規交付の場合と同様となりますので、**8. 応募方法**及び**9. 評価・審査**をご覧ください。

<お問い合わせ先>

吉川市役所 市民参加推進課

住 所 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

TEL 048-982-9685(直通番号)

FAX 048-981-5392

MAIL shiminsanka2@city.yoshikawa.saitama.jp